

令和 8 年度にかかるスクールロイヤーによる出前授業の希望状況（中学校）

※令和 7 年 10 月実施、区が実施する施策等に関するアンケートへの回答結果より

設問 2

当区では次年度以降城東区スクールロイヤーによる出前授業を拡充する方向で検討していますが、貴校では次年度実施可能ですか。

《回答（概要）》

校名	1 年	2 年	3 年	全体	
A 中学校			○	1 年実施希望クラス数（概数）	16
B 中学校	○	○	○	2 年実施希望クラス数（概数）	16
C 中学校	○	○	○	3 年実施希望クラス数（概数）	15
D 中学校	○	○		全学年合計（概数）	47

※令和 7 年度は中学校での出前授業の実施実績はありません（令和 8 年 1 月末時点）。

※現年度のクラス数をベースに次年度新 2 年・新 3 年のクラス数を算出し、新 1 年については現年度 1 年のクラス数で算出しています。

- ・出前授業の希望数が想定をはるかに超えており調整が必要なため、希望校に対し 2 学年までの実施として、時期・対象学年についてアンケートを実施中です。
- ・スクールロイヤーからは下記の意見をいただいています。
 - 「出前授業は、普段の学級内授業と同じ形での実施を想定しています。複数学級まとめて大教室での実施は想定していません。」
 - 「授業時間は 2 時限分での実施を想定していますが、1 時限での実施も可能です。」
 - 「いじめ対策授業の進め方として教員が学び取れるように考えて構成しています。」
 - 「クラス替えした学年だと 4 月・5 月は実施しても効果が薄いため、7 月～12 月の実施が理想的と考えています。」

令和 8 年度以降のスクールロイヤー事業について

<任期>

- ・現要綱の規定では任期は 3 年ですので、要綱を改正し事業を継続する予定です。

<改正後の方針>

- ・要綱改正の際には学校と区役所のやり取りについて申請用紙等を見直し予定です。

<スクールロイヤーに依頼できる事項の拡充>

- ・「いじめ対策委員会等の学校内打合せにおけるスーパーバイズ」
 - 「城東区のスクールソーシャルワーカー等への助言」
- といった支援も依頼できるように調整中です。